

標 題 : 町村評幹事の総務省、全国町村会への要請行動について  
発信番号 : 自治労情報2023第0027号  
発信日付 : 2023年3月2日  
宛先(団体) :  
宛 先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

町村評幹事会は総務省公務員部(2月16日11時半から)、全国町村会(2月16日9時半から)に対し要請行動を行った。

この行動は、翌17日の町村職総決起集会にあわせて実施したものである。要請書は別添の通り。

### 【総務省委請】

総務省委請には町村評からは、宮協議長、藤本副議長、瀧口幹事、庄司幹事、箕島幹事、田原幹事、小林幹事、外山事務局長(強化拡大局長)などが出席した。総務省側は、櫻井給与能率推進室長などが対応した。

### 総務省側の回答

1.

- 地方公務員の給与については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体の議会において条例で定められるものである。
- 総務省としては、国民・住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとの考えに立ち、必要な助言を行ってまいりたい。

2.

- 地方の一般財源総額については、「骨太の方針」において、令和4年度から6年度までの3年間、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされている。
- 令和5年度の地方財政計画においては、社会保障関係経費の増加等が見込まれる中、地方自治体が住民のニーズに的確に対応しつつ、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について、交付団体ベースで令和4年度を上回る62.2兆円を確保したところ。
- 今後とも、地方財政計画への適切な歳出の計上に努め、必要な一般財源総額を確保してまいりたい。

3.

- 地方公共団体における定員管理については、各団体において、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえ、それぞれ自主的にご判断いただくことが基本。
  - その上で、一般行政部門の職員数は、防災や子育て支援などへの対応のため、平成26年を境に、8年連続で増加しており、令和4年度地方財政計画においては、このような地方公共団体の一般職員の職員数が増加している実態などを勘案した上で、職員数全体で、5,160人の増としている。
  - 加えて自然災害への対応についても、全国の地方公共団体に対し、地方三団体などと連携して応援職員派遣の依頼などを行うほか、大規模災害の際に、事前登録した中長期派遣要員を地方三団体などと調整の上、派遣する「復旧・復興支援 技術職員派遣制度」を構築している。
- 本制度については、令和5年度に都道府県などが中長期派遣要員の確保などに係る体制の強化を図るための見直しを行う。

○ 定年引上げに伴う定員管理については、昨年、基本的な考え方及び留意事項として、

- ① 質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するためには、定年引上げ期間中においても、一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要であること、
- ② 新規採用職員の確保に当たっては、職種ごとに、職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的な観点からの定員管理が必要であり、その際には、技術職員など各職種の職員の必要数を適切に見込み、複雑・多様化する行政課題に的確に対応できるようにする観点にも留意が必要なこと、

などを各地方公共団体にお示したところである。

○ 地方財政措置については、地方公共団体の実態なども踏まえつつ、検討してまいりたい。

4.

○ 会計年度任用職員制度の導入に伴い新たに必要となる期末手当等の経費については、令和2年度の地方財政計画において、1,738億円を計上し、令和3年度においては、制度の平年度化による経費の増分も含め、2,402億円を計上しており、新制度を円滑に運用できるよう必要な財源を確保している。

○ 会計年度任用職員の具体的な給料等の制度や水準を定める際には、地方公務員法に定める職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域、地域の民間企業において同一又は類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準の状況等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に決定する必要がある旨助言しているところ。

○ 地方公共団体の非常勤職員の休暇制度については、地方公務員法第24条第4項の規定により、国家公務員の非常勤職員の休暇制度との権衡を踏まえた措置としていただく必要があると考えている。

○ 総務省としては、民間の状況やそれを考慮する国家公務員の動向に注視しながら、適正な勤務条件の確保を進めることが必要と考えており、国家公務員の休暇制度との権衡を踏まえ、適切に対応するよう助言を行っている。

○ 勤勉手当の支給については、それを可能とするための地方自治法改正案を今国会に提出予定である。

回答を受け、自治労側から追加質問を行い、加えて現状を訴えた。

町村評幹事の再質問など

1. 賃金決定への国の関与について

○ 初任給の決定について、見解を伺いたい。地域の人材が不足していて、町村役場で職員採用に苦慮している。町として職場として魅力を持った自治体にはいけなくてはならないことは私たちが考えなくてはいけない。一方で賃金面でも魅力を持っていかなくてはならない。初任給の格付けをあげていくということも大きなポイントだと思っている。初任給格付けが上回ったとしてもペナルティがないとは承知しているが、それでよいか。労使協議の決定事項は尊重していただけるかの2点について伺いたい。

○ 今低すぎる賃金の町村自治体があるとすれば、そこも均衡の原則によりあげていくのが望ましいということが良いか。

2. 定年引き上げについて

自治体職場では55歳で国に準じて昇給停止となっている。定年引き上げとなると65歳までの10年間昇給停止が続くことになる。60歳になる人の意見を聞いていると一旦60歳で辞めて短時間の再任用にいく人が多いと聞いている。定年まで働けるような緩和の検討をお願いしたい。

3. 会計年度任用職員の処遇改善

会計年度任用職員の予算を確保していただいていると思っている。ただ現場の自治体ではいくら入っているかが読み解けないのでフルタイムで雇えない、となっており、不明瞭さを原因にしっかりとした制度運用ができていない実態がある。そこを解決していただきたい。

4. メンタルヘルス対策について

カスタマーハラスメントが非常に増えており、それによりメンタル不調を引き起こし、病気休暇を取る実情がある。それに伴い残ったものが過重労働となり、更なるメンタル不調を引き起こすという悪循環となっている状況だ。是非ともマニュアルの整備と安全衛生委員会の定期的な開催を自治体に周知徹底していただきたい。

5. 人員確保、災害対応について

○ 先月大寒波があり、凍結により漏水で水不足になる事態になり、多くの職員に協力を得る形の各課動員で行ったが、通常業務を行いながら復旧作業に当たった結果、代休も取れない状況であったことをご承知いただきたい。医師をはじめ、薬剤師、看護師不足が町村地域では続いており、産科医が近隣の市町で一人しかいない状況が続いている。病院に通うために何時間もかかっている状況だ。自治体職員に加え医療職も増やしたいという切実な思いもある。

6. 被災地の現状について

被災地福島職員の状況だ。建設課の農林土木課は10人いるが職員は私1人で他9人は民間コンサルの応援職員だ。本当に土木職員がいない。10年間職員募集をしているが、一人も採用に至っていない。復興業務がかなりのボリュームがあり、それに加えて通常業務をやるといっては働こうという人がいない。そういった現実が被

災地にはあるということをご承知いただきたい。

総務省側の回答

1. 賃金決定への国の関与について

○人材確保の難しさは承知している。日本全体の問題ともなっている。ペナルティについてはそのような認識で差し支えない。労使協議の決定事項の尊重についても地方公務員法の主旨、地方団体の議会で条例で定められていることでもあるので尊重するというスタンスだ。

○住民の理解が要素に入ってくるが、均衡の原則とは上も下も均衡を図るということだ。

2. 定年引き上げについて

高齢層職員のモチベーションの維持、やりがいを持って職に取り組んでいただくことは大事なことだと思っている。昇給昇格の抑制は国では55歳以降で普通の方は上がらないが特に頑張った方などについては上げることが出来る制度となっている。全くモチベーションを維持できない制度ということではないと思っている。国にあわせないでいくとスプレッド指数など国より大きくなっていく可能性があるため、しっかり評価をしていただき、モチベーションが保たれるようにしていただきたい。

3. 会計年度任用職員の処遇改善

会計年度任用職員制度発足以来調査を行っている。フルタイムに限りなく近い人がどの程度いるかは調査し公表している。それを踏まえて必要な助言を行っていく。制度が適正かつ円滑に運用していただけるよう総務省としても取り組む。

4. メンタルヘルス対策について

メンタルヘルスは私たちも大事な部分だと思っている。これから複雑多様化する行政に対応するのに対し、心身の健康は大前提だ。調査をして実態を明らかにし、面談を促すなど必要な助言を行っていききたい。

最後に宮脇議長が、「本日は丁寧にご回答いただき感謝申し上げます。今後とも総務省には、わたしたち現場の職員の声を聴いていただきたい。物価上昇の中賃上げが重要な課題となっている。民間地場産業は現場の職員の賃金を見ており、地方公務員の賃上げが民間賃金の引き上げにつながる側面がある。よりよい地域公共サービスの提供と職員の勤務条件の改善をともに進めて参りたい」と述べ、要請行動を締めくくった。

【全国町村会要請】

町村評からは、宮脇議長、藤本副議長、瀧口幹事、庄司幹事、箕島幹事、田原幹事、小林幹事、外山事務局長（強化拡大局長）などが出席した。町村会側は西嶋行政副部長などが対応した。要請書を宮脇議長が手交。地方財政の拡充、人材確保、会計年度任用職員制度などについて意見交換を行い、町村の立場からとも国に対して意見反映を働きかけていくことを確認した。

添付ファイル：

03\_01\_総務大臣宛\_町村職員の賃金・労働条件等の改善に関する要請書 .docx

03\_02\_町村会宛\_町村職員の賃金・労働条件等の改善に関する要請書.docx

総務省要請①.JPG

総務省要請②.JPG

町村会要請.JPG